

## 地域福祉パートナーシップ事業者認定制度要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市地域福祉計画及び地域福祉活動計画に掲げる基本理念「気づきよりそい、手をつなぐ 私たちのまち せと」の実現に向け、企業、法人、団体（以下、「民間事業者等」という。）とのパートナーシップによる地域福祉の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱において瀬戸市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）は、地域福祉の推進及び瀬戸市から受託している生活支援コーディネーター業務において、地域に顕在する身近な福祉課題等について、民間事業者等が地域貢献として取り組む活動（以下、「活動」という。）とのマッチングを通じ、地域福祉パートナーシップ事業者として連携・協働の関係を構築（以下、「認定」という。）し、もって地域福祉の推進に資することを目的とする。

### (認定する民間事業者等の要件)

第3条 地域福祉パートナーシップ事業者として認定する民間事業者等の要件は、次に掲げる各号を全て満たすものとする。

- (1) 瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）に規定する暴力団ではない団体又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有しないこと
- (2) 事業所又は事業の場が瀬戸市内で1年以上継続して行われていること

### (認定する活動の要件)

第4条 民間事業者等を地域福祉パートナーシップ事業者として認定する活動の要件は、次に掲げる各号を全て満たすものとする。

- (1) 瀬戸市内で行われるものであること
- (2) 地域住民に無料もしくは低額で提供されるものであること
- (3) 身近な福祉課題等に即したものであること
- (4) 地域住民が直接的に享受できるものであること
- (5) 営利を求めず営業活動を含まないものであること
- (6) 特定の政党及び政治団体に関する活動もしくは宗教活動を含まないものであること
- (7) 国、県、市等から補助金、助成金の交付又は事業委託を受けていないこと
- (8) 個人情報を取り扱う場合は個人情報を適切に管理でき、かつ、当該活動にかかる目的以外で使用されないこと
- (9) 年一回以上行われるものであること
- (10) その他会長が適当でないと認める活動を含まないこと

### (認定申請)

第5条 民間事業者等は、地域福祉パートナーシップ事業者として認定を受けようとするときは、認定申請書（様式第1号）に活動計画書（様式第2号）を添えて会長に提出しな

ければならない。

(認定及び認定期間)

第6条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定の要件に適合すると認めるときは申請者を地域福祉パートナーシップ事業者として認定し、認定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 認定期間は活動計画書に記載される活動の予定期間とし、最長は2年とする。

3 認定の更新又は認定内容に変更が生じた場合も同様の手続きを行うものとする。

(会長の支援)

第7条 会長は民間事業者等を地域福祉パートナーシップ事業者として認定したときは、次に掲げる支援を行うことができるものとする。

(1) 活動の実施場所としてやすらぎ会館の利用に関すること

(2) 活動の実施予定及び実施結果等の広報宣伝に関すること

(3) 民間事業者等の活動発表の場及び情報交換・交流の機会に関すること

(4) 行事保険等の加入あっせんに関すること

(5) その他地域福祉の推進に関する情報提供に関すること

(認定の取り消し)

第8条 会長は次の各号のいずれかに該当する場合は認定を取り消すことができる。

(1) 民間事業者等から認定解除の申し出があった場合

(2) 民間事業者等が第3条又は第4条の要件を満たさないことが認められる場合

(3) 民間事業者等が著しく社会的信用を損なうおそれがあるなど不適切な行為があった場合

(4) その他会長が認定を取り消すことが適当であると認めた場合

(免責事項)

第9条 民間事業者等の活動によって生じた第三者に対する損害に対しては当該民間事業者等が責任を負うものとし、会長はその賠償の責めを負わない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。